## 一部の提出書類における押印省略について

契約に係る提出書類の一部において、押印の省略が可能となります。

社会情勢に合わせ、航空自衛隊防府北基地の契約に係る提出書類の一部について、押印省略の提出を認めることとしました。押印省略は義務ではありません。デメリット(※1)も御理解頂き、ご判断下さい。

押印省略が可能となる書類名とその条件は、以下のとおりです。(※2)

提出書類名	押印省略	押印を省略する場合の条件
請書(※3)	可	(継続的な取引関係にある事業者様) 提出書類に代表者氏名及び提出担当者氏名(代表者と同一の場合は不要)、電話番号を記載していること。(なお、必要に応じて電話等により書類内容の確認を行うことがあります。) (新規に取引関係に入る事業者様) 上記に加え、本人確認情報として身分証明書(運転免許証等)の提示及び写しを保管させていただきます。  (一例)  山口県防府市大字田島無番地株式会社〇〇代表取締役 △△ △ △ ★ 者甲  山口県防府市大字田島無番地株式会社〇〇 代表取締役 △△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △
入札書·委任状	可	同上
見積書	可	同上
請求書	可	同上
納品書	可	同上
受領書•業務完了報告書	可	同上
契約書	不可	
修理契約覚書	不可	

- ※1 押印省略の場合は捨印が使えなくなるため、書類に誤記等があった場合は、再提出をお願いすることがあります。
- ※2 他の提出書類についても、押印省略を可とすべく、随時見直しを実施いたします。
- ※3 請書の押印を省略する際、収入印紙の消印は署名でお願いいたします。

問い合わせ先 航空自衛隊第12飛行教育団会計隊 〒747-8567

山口県防府市大字田島無番地

電話番号:0835-22-1950(内線:287)

FAX番号:0835-22-2085